

## 令和7年第6回伊賀市教育委員会 議事日程

令和7年5月29日 10:00～  
伊賀市役所 2階 会議室203

- ・開会宣言（開会あいさつ）

日程第1 議事録署名委員の指定について

日程第2 令和7年第5回伊賀市教育委員会議事録の確認について

日程第3 議案第28号 伊賀市教育委員会教育長所管事務決裁規程の一部改正に係る専決処分の承認について

日程第4 議案第29号 伊賀市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処分の承認について

議案第30号 伊賀市学校いじめ問題相談員の委嘱に係る専決処分の承認について

日程第5 議案第31号 伊賀市青少年センター補導員の委嘱に係る専決処分の承認について

議案第32号 伊賀市青少年センター運営委員会委員の委嘱及び任命について

議案第33号 伊賀市子ども健全育成施策検討委員会委員の委嘱に係る専決処分の承認について

議案第34号 伊賀市放課後子ども教室事業実施要領の制定に係る専決処分の承認について

議案第35号 伊賀市教育委員会職員の人事に係る専決処分の承認について

日程第6 議案第36号 伊賀市文化財保存活用地域計画協議会委員の委嘱について

日程第7 議案第37号 いがまち地区中学校区再編検討協議会設置要綱の制定について

## 日程第8 報告説明事項

- ①伊賀市各種奨学金について
- ②寄附について
- ③いがまち地区中学校の統合について
- ④「2025年度 郷土の歴史夜咄会」の開催について
- ⑤その他

議案第 28 号

伊賀市教育委員会教育長所管事務決裁規程の一部改正に係る専決処分の承認について

伊賀市教育委員会教育長所管事務決裁規程（平成 16 年 11 月 1 日教育委員会訓令第 1 号）の一部を改正する訓令について、伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年伊賀市教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 1 項により専決処分したので、同条第 2 項の規定により承認を求める。

令和 7 年 5 月 29 日提出

伊賀市教育委員会教育長 澤田 剛

記

- |        |  |
|--------|--|
| 1 改正理由 | 所要の改正が必要となったため、専決処分を行ったことについて承認を求めようとする。 |
| 2 改正内容 | 別紙のとおり                                   |
| 3 施行期日 | 令和 7 年 4 月 1 日                           |

専決第15号

専決処分書

伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成16年教育委員会規則第4号）第3条第1項及び第2項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年4月1日

伊賀市教育委員会  
教育長 澤田 剛

## 伊賀市教育委員会教育長所管事務決裁規程の一部を改正する訓令

伊賀市教育委員会教育長所管事務決裁規程（平成16年伊賀市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「置く事務局次長」の次に「、社会教育推進監」を加える。

第3条第2項中「事項」の次に「のうち、次に掲げる課の事務分掌に係る事項」を加え、「専決する。」の次に

「

社会教育推進監	生涯学習課、伊賀市中央公民館、伊賀市上野図書館、上野図書館分館
---------	---------------------------------

」を

加える。

### 附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

伊賀市教育委員会教育長所管事務決裁規程の一部を改正する訓令新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条 この規則は、事務遂行の責任体制の確立と事務処理の能率化を図るため、別に定めがあるもののほか、伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成16年伊賀市教委規則第4号）に基づき教育長に委任された事務及び教育長の権限に属する事務の決裁について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 決裁 事務の処理について、最終的にその意志を決定することをいう。</li> <li>(2) 専決 教育長の権限に属する事務のうち、この規程に定められた範囲内で、自己の責任において、常時教育長に代わって決裁を行うことをいう。</li> <li>(3) 専決者 専決を行う権限を有する者をいう。</li> <li>(4) 代決 教育長及び専決者（以下「決裁者」という。）が不在の場合に、下位の職にある者が決裁者に代わって決裁を行うことをいう。</li> <li>(5) 代決者 代決を行う権限を有する者をいう。</li> <li>(6) 不在 出張又は休暇その他の理由により専決者が決裁できない状況にあることをいう。</li> <li>(7) 合議 決裁を受けなければならない事項について、専決者が総合的に判断して的確な意志決定ができるように関係職位と協議し、調整することをいう。</li> <li>(8) 事務局長 伊賀市教育委員会事務局等組織規則（平成16年教育委員会規則第5号。以下「組織規則」という。）第5条第1項に規定する教育委員会事務局事務局長をいう。</li> <li>(9) 事務局次長 組織規則第5条第2項に規定する委員会事務局に置く</li> </ul>	<p>第1条 この規則は、事務遂行の責任体制の確立と事務処理の能率化を図るため、別に定めがあるもののほか、伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成16年伊賀市教委規則第4号）に基づき教育長に委任された事務及び教育長の権限に属する事務の決裁について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 決裁 事務の処理について、最終的にその意志を決定することをいう。</li> <li>(2) 専決 教育長の権限に属する事務のうち、この規程に定められた範囲内で、自己の責任において、常時教育長に代わって決裁を行うことをいう。</li> <li>(3) 専決者 専決を行う権限を有する者をいう。</li> <li>(4) 代決 教育長及び専決者（以下「決裁者」という。）が不在の場合に、下位の職にある者が決裁者に代わって決裁を行うことをいう。</li> <li>(5) 代決者 代決を行う権限を有する者をいう。</li> <li>(6) 不在 出張又は休暇その他の理由により専決者が決裁できない状況にあることをいう。</li> <li>(7) 合議 決裁を受けなければならない事項について、専決者が総合的に判断して的確な意志決定ができるように関係職位と協議し、調整することをいう。</li> <li>(8) 事務局長 伊賀市教育委員会事務局等組織規則（平成16年教育委員会規則第5号。以下「組織規則」という。）第5条第1項に規定する教育委員会事務局事務局長をいう。</li> <li>(9) 事務局次長 組織規則第5条第2項に規定する委員会事務局に置く</li> </ul>

改正後	改正前		
<p>事務局次長、<u>社会教育推進監</u>をいう。</p> <p>(10) 課長等 組織規則第5条第1項に規定する課長並びに学校施設室長、伊賀市中央公民館長、伊賀市上野図書館長、上野図書館分館長、給食センター所長、伊賀市教育研究センター所長及び伊賀市青少年センター所長をいう。</p> <p>(11) その他教育機関の長 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第31条に基づき設置された教育機関の長のうち、学校長、幼稚園長及び前号の教育機関の長以外のものをいう。</p> <p>(専決事項)</p> <p>第3条 事務局長は、伊賀市事務決裁規程（平成16年伊賀市訓令第1号。以下「市決裁規程」という。）別表第1に定める部長決裁区分に掲げる事項を専決する。</p> <p>2 事務局次長は、市決裁規程別表第1に定める次長決裁区分に掲げる事項のうち、<u>次に掲げる課の事務分掌に係る事項</u>を専決する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;"><u>社会教育推進監</u></td> <td style="padding: 2px;"><u>生涯学習課、伊賀市中央公民館、伊賀市上野図書館、上野図書館分館</u></td> </tr> </table> <p>3 課長等は、市決裁規程別表第1に定める課長決裁区分に掲げる事項のほか、別表1に掲げる事項を専決する。</p> <p>4 その他教育機関の長の専決事項は、市決裁規程別表第1に定める課長決裁区分に掲げる事項のほか、教育長が別に定める。</p> <p>5 学校長及び幼稚園長の専決事項は、別表2に掲げる事項とする。</p> <p>6 前各項に掲げる事項以外の事項であっても、その内容により専決することが必要であり、かつ、適当であると類推できるものは専決区分に準じて専決することができる。</p> <p>(専決の特例)</p> <p>第4条 この規程に定める専決事項であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、専決者は教育長又は上司の決裁を受けなければならない。</p> <p>(1) 本市教育行政の基本方針に重大な影響を及ぼすような事項</p>	<u>社会教育推進監</u>	<u>生涯学習課、伊賀市中央公民館、伊賀市上野図書館、上野図書館分館</u>	<p>事務局次長をいう。</p> <p>(10) 課長等 組織規則第5条第1項に規定する課長並びに学校施設室長、伊賀市中央公民館長、伊賀市上野図書館長、上野図書館分館長、給食センター所長、伊賀市教育研究センター所長及び伊賀市青少年センター所長をいう。</p> <p>(11) その他教育機関の長 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第31条に基づき設置された教育機関の長のうち、学校長、幼稚園長及び前号の教育機関の長以外のものをいう。</p> <p>(専決事項)</p> <p>第3条 事務局長は、伊賀市事務決裁規程（平成16年伊賀市訓令第1号。以下「市決裁規程」という。）別表第1に定める部長決裁区分に掲げる事項を専決する。</p> <p>2 事務局次長は、市決裁規程別表第1に定める次長決裁区分に掲げる事項を専決する。</p> <p>3 課長等は、市決裁規程別表第1に定める課長決裁区分に掲げる事項のほか、別表1に掲げる事項を専決する。</p> <p>4 その他教育機関の長の専決事項は、市決裁規程別表第1に定める課長決裁区分に掲げる事項のほか、教育長が別に定める。</p> <p>5 学校長及び幼稚園長の専決事項は、別表2に掲げる事項とする。</p> <p>6 前各項に掲げる事項以外の事項であっても、その内容により専決することが必要であり、かつ、適当であると類推できるものは専決区分に準じて専決することができる。</p> <p>(専決の特例)</p> <p>第4条 この規程に定める専決事項であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、専決者は教育長又は上司の決裁を受けなければならない。</p> <p>(1) 本市教育行政の基本方針に重大な影響を及ぼすような事項</p>
<u>社会教育推進監</u>	<u>生涯学習課、伊賀市中央公民館、伊賀市上野図書館、上野図書館分館</u>		

改正後	改正前
<p>(2) 教育長又は上司の特別の指示により処理する事項  (3) 法令の解釈上疑義又は有力な異説のある事項  (4) 異例に属し、又は先例となるような事項  (5) 将来において義務負担が生じると認められる事項  (合議)</p>	<p>(2) 教育長又は上司の特別の指示により処理する事項  (3) 法令の解釈上疑義又は有力な異説のある事項  (4) 異例に属し、又は先例となるような事項  (5) 将来において義務負担が生じると認められる事項  (合議)</p>
<p>第5条 決裁を受けなければならない事項のうち、関係職位と協議し、調整する必要のあるものについては、決裁事項に係る事務を主管する直属上位の職位の決裁を受けた後に関係職位に合議するものとする。</p> <p>(代決)</p>	<p>第5条 決裁を受けなければならない事項のうち、関係職位と協議し、調整する必要のあるものについては、決裁事項に係る事務を主管する直属上位の職位の決裁を受けた後に関係職位に合議するものとする。</p> <p>(代決)</p>
<p>第6条 教育長が不在のときは、事務局長がその決裁事項を代決することができる。</p> <p>2 事務局長が不在のときは、その決裁事項に係る事務を主管する事務局次長がその決裁事項を代決することができる。</p> <p>3 事務局次長が不在のときは、その決裁事項に係る事務を主管する課長等がその決裁事項を代決することができる。</p> <p>4 課長等が不在のときは、その決裁事項に係る事務を主管する係長がその決裁事項を代決することができる。ただし、係長が置かれていない場合はその事務を担当する副参事が、副参事が置かれていない場合はその事務を担当する主幹が、副参事、主幹とも置かれていない場合はその事務を担当する主査が、その決裁事項を代決することができる。</p> <p>5 学校長が不在のときは、教頭がその決裁事項を代決することができる。</p> <p>(代決できる事項)</p>	<p>第6条 教育長が不在のときは、事務局長がその決裁事項を代決することができる。</p> <p>2 事務局長が不在のときは、その決裁事項に係る事務を主管する事務局次長がその決裁事項を代決することができる。</p> <p>3 事務局次長が不在のときは、その決裁事項に係る事務を主管する課長等がその決裁事項を代決することができる。</p> <p>4 課長等が不在のときは、その決裁事項に係る事務を主管する係長がその決裁事項を代決することができる。ただし、係長が置かれていない場合はその事務を担当する副参事が、副参事が置かれていない場合はその事務を担当する主幹が、副参事、主幹とも置かれていない場合はその事務を担当する主査が、その決裁事項を代決することができる。</p> <p>5 学校長が不在のときは、教頭がその決裁事項を代決することができる。</p> <p>(代決できる事項)</p>
<p>第7条 代決は、特に至急に処理しなければならない事項に限り行うことができる。ただし、第4条に定める事項については、代決することができない。</p> <p>(専決者等が不在の場合の代決)</p>	<p>第7条 代決は、特に至急に処理しなければならない事項に限り行うことができる。ただし、第4条に定める事項については、代決することができない。</p> <p>(専決者等が不在の場合の代決)</p>
<p>第8条 専決者及び代決者がすべて不在の場合又は前条の規定により、代決者が代決することができない場合において、事務処理上緊急やむを得ない</p>	<p>第8条 専決者及び代決者がすべて不在の場合又は前条の規定により、代決者が代決することができない場合において、事務処理上緊急やむを得ない</p>

改正後	改正前
ときは、専決者の直近上位の職にあるものが決裁を行う。	ときは、専決者の直近上位の職にあるものが決裁を行う。
2 前項の場合において、教育総務課長を学校長及び幼稚園長の直近上位の職にあるものとみなす。 (準用)	2 前項の場合において、教育総務課長を学校長及び幼稚園長の直近上位の職にあるものとみなす。 (準用)
第9条 この規程に定めるもののほか、事務の決裁については、市決裁規程を準用する。	第9条 この規程に定めるもののほか、事務の決裁については、市決裁規程を準用する。

#### 附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 29 号

伊賀市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処分の承認について

伊賀市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処分について、伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年伊賀市教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により承認を求める。

令和 7 年 5 月 29 日提出

伊賀市教育委員会教育長 澤田 剛

記

- 1 専決処分理由 新年度で P T A や地域の役員が交代するため前年度に委員を委嘱することが困難である。また、年度当初から学校運営協議会委員として活動をスタートする必要があることから、専決処分を行ったことに対する承認を求めるとする。
- 2 委嘱委員 別紙のとおり
- 3 委嘱期日 令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日  
もしくは令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日

専決第10号

専決処分書

伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成16年教育委員会規則第4号）第3条第1項及び第2項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年4月1日

伊賀市教育委員会

教育長 澤田 剛

## 令和7年度 学校運営協議会委員名簿

	学校	名前	委嘱期間	
1	上野東小学校	にしぐち やすじ 西口 保次	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再
2	上野東小学校	よねだ みきこ 米田 美紀子	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再
3	上野東小学校	こまる けいいち 小丸 恵一	令和7年4月1日から令和9年3月31日	新
4	上野東小学校	おのだ ゆうじ 小野田 雄二	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再
5	上野東小学校	ひがし かな 東 加奈	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再
6	上野東小学校	みずもり けんじ 水守 奕司	令和7年4月1日から令和9年3月31日	新
7	上野西小学校	きたもり とおる 北森 徹	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再
8	上野西小学校	たなか しんいち 田中 伸一	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再
9	上野西小学校	たきやま ようこ 瀧山 陽子	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再
10	上野西小学校	いわい きよこ 岩井 喜代子	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再
11	上野西小学校	はませ たつお 濱瀬 達雄	令和7年4月1日から令和8年3月31日	新
12	上野西小学校	もりかわ せいこ 森川 誠子	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再
13	久米小学校	みね なおき 峯 直毅	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再
14	久米小学校	もりさわ かつしげ 森沢 克成	令和7年4月1日から令和9年3月31日	新
15	久米小学校	やまなか りえ 山中 理恵	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再
16	久米小学校	たなか みつお 田中 光生	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再
17	久米小学校	ひろさわ まさあき 廣澤 昌昭	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再
18	上野北小学校	ふきあげ じゅんこ 吹上 純子	令和7年4月1日から令和8年3月31日	再
19	上野北小学校	いのうえ れいこ 井上 令子	令和7年4月1日から令和8年3月31日	再
20	上野北小学校	たなか えいじ 田中 栄司	令和7年4月1日から令和8年3月31日	新
21	上野北小学校	きたてら まさと 北寺 理人	令和7年4月1日から令和8年3月31日	新
22	上野北小学校	にしむら たかし 西村 貴志	令和7年4月1日から令和8年3月31日	新
23	上野北小学校	くぼた あきら 久保田 彰	令和7年4月1日から令和8年3月31日	新
24	府中小学校	たなか えいいち 田中 栄一	令和7年4月1日から令和8年3月31日	再
25	府中小学校	もりかわ まき 森川 真紀	令和7年4月1日から令和8年3月31日	新
26	府中小学校	ひがしがまえ まさこ 東構 昌子	令和7年4月1日から令和8年3月31日	再
27	府中小学校	おくだ よしこ 奥田 善子	令和7年4月1日から令和8年3月31日	新
28	府中小学校	いなおか とおる 稻岡 徹	令和7年4月1日から令和8年3月31日	新
29	府中小学校	みやもと やすお 宮本 鎮郎	令和7年4月1日から令和8年3月31日	再

## 令和7年度 学校運営協議会委員名簿

	学校	名前	委嘱期間	
30	中瀬小学校	にしもり 西森 義和	令和7年4月1日から令和8年3月31日	新
31	中瀬小学校	くずはら 葛原 一彦	令和7年4月1日から令和8年3月31日	再
32	中瀬小学校	まちの 町野 理	令和7年4月1日から令和8年3月31日	再
33	中瀬小学校	みやた 宮田 茂一	令和7年4月1日から令和8年3月31日	再
34	中瀬小学校	あらき 荒木 益夫	令和7年4月1日から令和8年3月31日	再
35	中瀬小学校	いしい 石井 康晴	令和7年4月1日から令和8年3月31日	再
36	友生小学校	たけだ 武田 真示	令和5年4月1日から令和9年3月31日	新
37	友生小学校	ももじ 百地 太歳	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再
38	友生小学校	つじもと 辻本 まゆみ	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再
39	友生小学校	きし 岸 則和	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再
40	友生小学校	いちい 市井 ひであき 秀明	令和7年4月1日から令和8年3月31日	再
41	友生小学校	そえまつ 副松 ひろさと 紘悟	令和7年4月1日から令和9年3月31日	新
42	友生小学校	あしだ 芦田 覚	令和7年4月1日から令和9年3月31日	新
43	上野南小学校	よし澤 吉澤 仁美	令和7年4月1日から令和8年3月31日	再
44	上野南小学校	にし 西 祐治	令和7年4月1日から令和8年3月31日	再
45	上野南小学校	みやうら 宮浦 愛良	令和7年4月1日から令和8年3月31日	新
46	上野南小学校	たかはし 高橋 良忠	令和7年4月1日から令和8年3月31日	再
47	上野南小学校	つぼの 坪野 芳美	令和7年4月1日から令和8年3月31日	再
48	成和東小学校	まえがわ 前川 きよし 清	令和7年4月1日から令和8年3月31日	再
49	成和東小学校	よしかわ 吉川 充	令和7年4月1日から令和8年3月31日	再
50	成和東小学校	しもい 下井 ふみ 二三	令和7年4月1日から令和8年3月31日	再
51	成和東小学校	あさかわ 浅川 友和	令和7年4月1日から令和8年3月31日	再
52	成和東小学校	なかやま 中山 祐昌	令和7年4月1日から令和8年3月31日	新
53	成和東小学校	おくなが 奥永 丈治	令和7年4月1日から令和8年3月31日	再
54	成和西小学校	たなか 田中 まさあき 正明	令和7年4月1日から令和8年3月31日	新
55	成和西小学校	かつしま 勝島 かずお 一雄	令和7年4月1日から令和8年3月31日	新
56	成和西小学校	うえじま 上島 けいじ 啓二	令和7年4月1日から令和8年3月31日	再
57	成和西小学校	おくにし 奥西 としえ 利江	令和7年4月1日から令和8年3月31日	新
58	成和西小学校	ちはや 千早 たいいこ 祐一来	令和7年4月1日から令和8年3月31日	再
59	成和西小学校	ひろはな 廣畑 ゆき 由紀	令和7年4月1日から令和8年3月31日	新

## 令和7年度 学校運営協議会委員名簿

	学校	名前	委嘱期間	
60	三訪小学校	いとう たかし 伊藤 隆	令和7年4月1日から令和9年3月31日	新
61	三訪小学校	やまなか よしのり 山中 善典	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再
62	三訪小学校	わたせ ようへい 渡瀬 洋平	令和7年4月1日から令和8年3月31日	新
63	三訪小学校	かわもと さとし 川本 哲	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再
64	三訪小学校	ふみもり ともこ 福森 朋子	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再
65	三訪小学校	かわぐち まさゆき 川口 雅之	令和6年4月1日から令和8年3月31日	継
66	柘植小学校	まえしま ともこ 前島 智子	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再
67	柘植小学校	たかぎ やすえ 高木 康江	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再
68	柘植小学校	ひらの しんすけ 平野 伸輔	令和7年4月1日から令和9年3月31日	新
69	柘植小学校	にしい 西井 正和	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再
70	柘植小学校	なかじま やすこ 中嶋 恵子	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再
71	柘植小学校	おかだ 岡田 みこ	令和7年4月1日から令和9年3月31日	新
72	西柘植小学校	やまとざき 山崎 このみ	令和7年4月1日から令和9年3月31日	新
73	西柘植小学校	にほ えみ 仁保 恵美	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再
74	西柘植小学校	でぐち ひろき 出口 裕章	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再
75	西柘植小学校	まえざわ あきひこ 前澤 昭彦	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再
76	西柘植小学校	うちだ よしひと 内田 善仁	令和7年4月1日から令和9年3月31日	新
77	西柘植小学校	なかじま ヤスノリ 中島 和徳	令和7年4月1日から令和9年3月31日	新
78	西柘植小学校	とみた なおみ 富田 直美	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再
79	壬生野小学校	ひらいわ 平岩 おさむ 修	令和6年4月1日から令和8年3月31日	継
80	壬生野小学校	いつき 居附 ひでき 秀樹	令和6年4月1日から令和8年3月31日	継
81	壬生野小学校	かなや 金谷 やすひろ 泰裕	令和6年4月1日から令和8年3月31日	継
82	壬生野小学校	いまい 今井 えいいち 栄一	令和7年4月1日から令和8年3月31日	新
83	壬生野小学校	ふくなが 福永 きよか 紀世佳	令和6年4月1日から令和8年3月31日	継
84	壬生野小学校	はとり 服部 だいき 大樹	令和7年4月1日から令和8年3月31日	新
85	島ヶ原小学校	みなみで 南出 とうさく 藤作	令和7年4月1日から令和9年3月31日	新
86	島ヶ原小学校	にしごち 西口 かおる 馨	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再
87	島ヶ原小学校	くらさか 倉坂 えみこ 恵美子	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再
88	島ヶ原小学校	たなか 田中 たかのり 孝則	令和7年4月1日から令和8年3月31日	新

## 令和7年度 学校運営協議会委員名簿

	学校	名前	委嘱期間	
89	阿山小学校	いむろ 伊室 春利	令和7年4月1日から令和9年3月31日	新
90	阿山小学校	やまもり 山森 義祥	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再
91	阿山小学校	かわせ 川瀬 康江	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再
92	阿山小学校	ゆうめん 遊免 一子	令和7年4月1日から令和9年3月31日	新
93	阿山小学校	あくね 阿久根 尚	令和7年4月1日から令和8年3月31日	新
94	阿山小学校	フクナガ 福永 忠夫	令和7年4月1日から令和9年3月31日	新
95	阿山小学校	かいげ 界外 裕作	令和7年4月1日から令和9年3月31日	新
96	大山田小学校	まえやま 前山 恵子	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再
97	大山田小学校	つじ 辻 喜仁	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再
98	大山田小学校	かわの 川野 尚喜	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再
99	大山田小学校	こうじたに 糀谷 昌久	令和7年4月1日から令和9年3月31日	新
100	青山小学校	かつもと 勝本 順子	令和6年4月1日から令和8年3月31日	継
101	青山小学校	うえやま 上山 ひとみ	令和6年4月1日から令和8年3月31日	継
102	青山小学校	たけおか 竹岡 良昌	令和6年4月1日から令和8年3月31日	継
103	青山小学校	こうやま 神山 幸久	令和6年4月1日から令和8年3月31日	継
104	青山小学校	やぎ 八木 かな子	令和7年4月1日から令和8年3月31日	新
105	青山小学校	くずはら 葛原 晃	令和6年4月1日から令和8年3月31日	継
106	崇広中学校	ふきあげ 吹上 純子	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再
107	崇広中学校	まつおか 松岡 克己	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再
108	崇広中学校	かのう 加納 圭子	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再
109	崇広中学校	いのうえ 井上 元	令和7年4月1日から令和9年3月31日	新
110	緑ヶ丘中学校	さわ 澤 久忠	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再
111	緑ヶ丘中学校	さと 里 昌信	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再
112	緑ヶ丘中学校	どうやま 堂山 敏夫	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再
113	緑ヶ丘中学校	みなみとおる 南 宣	令和7年4月1日から令和9年3月31日	新
114	緑ヶ丘中学校	なかむら 中村 理恵	令和7年4月1日から令和9年3月31日	新
115	緑ヶ丘中学校	やまもと 山本 あけみ	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再

## 令和7年度 学校運営協議会委員名簿

	学校	名前	委嘱期間	
116	城東中学校	しみず ゆみ 清水 由美	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再
117	城東中学校	やまだ まさひろ 山田 政普	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再
118	城東中学校	かわむら ひさと 川村 寿人	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再
119	城東中学校	つじい まりこ 辻井 真理子	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再
120	城東中学校	わだ けんじ 輪田 健二	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再
121	城東中学校	にしだ けんいち 西田 賢一	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再
122	城東中学校	つねおか のぶまさ 恒岡 信政	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再
123	城東中学校	いちろ ひろみ 一路 博美	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再
124	城東中学校	きたもり とおる 北森 徹	令和7年4月1日から令和8年3月31日	新
125	城東中学校	いながき ともひろ 稻垣 智浩	令和7年4月1日から令和8年3月31日	新
126	城東中学校	たけだ ゆうすけ 竹田 悠亮	令和7年4月1日から令和8年3月31日	再
127	上野南中学校	あずま ひろひさ 東 弘久	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再
128	上野南中学校	みやした ひろこ 宮下 裕子	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再
129	上野南中学校	みつおか あつこ 光岡 淳子	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再
130	上野南中学校	つじ よしつぐ 辻 喜嗣	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再
131	上野南中学校	ごしょで けいし 五舛出 圭史	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再
132	上野南中学校	いなばやし つかさ 稲林 司	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再
133	上野南中学校	たなか ひでかず 田中 秀和	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再
134	柘植中学校	にしだ てつや 西田 哲也	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再
135	柘植中学校	たかぎ やすえ 高木 康江	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再
136	柘植中学校	かわぐち もとお 川口 素生	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再
137	柘植中学校	はやし ゆうじ 林 優次	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再
138	柘植中学校	きくち てるこ 菊地 晃子	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再
139	柘植中学校	にしだ みちかず 西田 方計	令和7年4月1日から令和8年3月31日	新
140	柘植中学校	やまぐち よしふみ 山口 好文	令和7年4月1日から令和8年3月31日	再
141	柘植中学校	いわさき むつみ 岩崎 瞳美	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再
142	霊峰中学校	ささき てるひさ 佐々木 光久	令和7年4月1日から令和8年3月31日	再
143	霊峰中学校	きざわ まさはる 木澤 正治	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再
144	霊峰中学校	もりた さやか 森田 三弥加	令和7年4月1日から令和8年3月31日	新
145	霊峰中学校	みなみで まさひろ 南出 正博	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再
146	霊峰中学校	わたき まさみつ 渡木 正光	令和7年4月1日から令和9年3月31日	新

## 令和7年度 学校運営協議会委員名簿

	学校	名前	委嘱期間	
147	島ヶ原中学校	かわむかいけいぞう 川向 啓造	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再
148	島ヶ原中学校	みなくち ひろこ 水口 廣子	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再
149	島ヶ原中学校	ひがじで きんこ 東出 放子	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再
150	島ヶ原中学校	もりしま ひさのぶ 森嶋 久伸	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再
151	島ヶ原中学校	かわ ショウイチロウ 川 庄一郎	令和7年4月1日から令和9年3月31日	新
152	島ヶ原中学校	なかじま こうし 中島 耕士	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再
153	阿山中学校	たにもと りょうい 谷本 僚平	令和7年4月1日から令和8年3月31日	新
154	阿山中学校	たなか やすひろ 田中 康裕	令和7年4月1日から令和9年3月31日	新
155	阿山中学校	やまもり ゆみこ 山森 裕美子	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再
156	阿山中学校	ふじた かずみ 藤田 一美	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再
157	阿山中学校	ふくたに ひでの 福谷 日出夫	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再
158	阿山中学校	オキ ケイコ 隱岐 啓子	令和7年4月1日から令和9年3月31日	新
159	阿山中学校	さわだ たかし 澤田 高志	令和7年4月1日から令和8年3月31日	再
160	大山田中学校	たなか きょうこ 田中 恭子	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再
161	大山田中学校	むらた まさこ 村田 雅子	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再
162	大山田中学校	おく おさむ 奥 理	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再
163	青山中学校	はながき あつみ 花垣 淳美	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再
164	青山中学校	わたなべ りさ 渡辺 理紗	令和7年4月1日から令和9年3月31日	新
165	青山中学校	こうやま ゆきひさ 神山 幸久	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再
166	青山中学校	ふくもと やすよ 福本 康代	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再
167	青山中学校	さかもと やすし 坂本 安司	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再
168	桃青の丘幼稚園	みずたに のぶこ 水谷 展子	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再
169	桃青の丘幼稚園	たきやま ようこ 瀧山 陽子	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再
170	桃青の丘幼稚園	やまだ まさひろ 山田 政普	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再
171	桃青の丘幼稚園	やまもと けいこ 山本 恵子	令和7年4月1日から令和9年3月31日	再

○伊賀市学校運営協議会の設置に関する規則

平成21年12月1日教育委員会規則第14号

改正

平成24年9月26日教委規則第8号

平成30年4月1日教委規則第5号

令和2年10月26日教委規則第21号

伊賀市学校運営協議会の設置に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、伊賀市立幼稚園、小中学校における学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等に関し必要な事項を定める。

(設置目的)

**第2条** 協議会は、学校（幼稚園を含む。以下同じ。）運営に関する伊賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長（園長を含む。以下同じ。）の権限と責任のもと、保護者及び地域住民等の学校運営への参画を促進し、学校、保護者、地域住民等相互の信頼関係の構築に努め、一体となって心豊かで健やかな子どもたちの育成に取り組むものとする。

(設置)

**第3条** 教育委員会は、前条の設置目的を達成するため、学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると求める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会が運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

(所掌事項)

**第4条** 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について、毎年度、基本方針を作成し、当該対象学校に係る協議会の承認を得るものとする。

- (1) 学校の経営計画に関すること。
- (2) 教育課程の編成に関すること。
- (3) 組織の編成に関すること。
- (4) 学校予算の編成及び執行に関すること。

(5) その他、教育委員会が必要と認める事項

2 対象学校の校長は、前項において承認された基本方針に従って学校運営を行うものとする。

(意見の申出)

**第5条** 協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会又は当該対象学校の校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の地域や学校の特性を生かした教育活動を充実させるための職員の任用に関する事項について、教育委員会又は当該対象学校の校長に対して、意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定に基づき教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(委員の委嘱)

**第6条** 協議会の委員は18人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(1) 対象学校の生徒、児童又は幼児の保護者

(2) 対象学校が所在する地域の住民

(3) 対象学校の教職員

(4) その他、教育委員会が適当と認める者

2 前項の規定にかかわらず、委員のうち、その一部については公募をすることができる。

3 対象学校の校長は、委員を推薦することができる。

4 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を委嘱することができる。

5 委員は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する非常勤の特別職の地方公務員とする。

(任期)

**第7条** 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第4項の規定により新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、前条第1項第1号から第3号までに掲げる者に該当することにより委嘱された委員が当該者に該当しなくなったときは、委員の身分を失う。

(秘密の保持等)

**第8条** 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない非行を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

(3) その他、協議会又は対象学校の運営に著しい支障をきたす言動を行うこと。

(会長及び副会長)

**第9条** 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。ただし、対象学校の校長及び教職員は、会長となることができない。

2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

**第10条** 協議会の会議は、対象学校の校長と協議のうえ会長が招集し、議長となる。ただし、会長及び副会長が定められていないときは、対象学校の校長がこれを行う。

2 協議会の会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 議決事項について利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。

5 会長は、会議録を作成し、保管しなければならない。

(会議の公開)

**第11条** 協議会の会議は、次に掲げる場合を除き公開する。

(1) 対象学校の地域や学校の特性を生かした教育活動を充実させるための職員の任用に関する事項について審議する場合

(2) その他特別の事情により、協議会が必要と認めた場合

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修)

**第12条** 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任並びに委員の役割及び責任等について、正しい理解を得るために必要な研修等を行うことができる。

(指導及び助言)

**第13条** 教育委員会は、協議会の運営状況について的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な活動を行うことができるよう情報の提供に努めるものとする。

(委員の解任)

**第14条** 教育委員会は、本人から辞任の申し出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

- (1) 第8条の規定に違反したとき。
- (2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。
- (3) その他、解任に相当する事由が発生したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められるときには、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、その理由を示さなければならない。  
(運営に関する評価と情報提供)

**第15条** 協議会は、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

2 協議会は、対象学校の生徒、児童又は幼児の保護者及び対象学校の所在する地域の住民等に対して自らの活動状況を積極的に公開するなど情報提供に努めなければならない。  
(運営等)

**第16条** 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則並びにその設置目的に反しない範囲において、運営に必要な事項を定めることができる。

(委任)

**第17条** この規則に定めるものの他、協議会に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年9月26日教委規則第8号)

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則 (平成30年4月1日教委規則第5号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年10月26日教委規則第21号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 30 号

伊賀市学校いじめ問題相談員の委嘱に係る専決処分の承認について

伊賀市学校いじめ問題相談員の委嘱に係る専決処分について、伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年伊賀市教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 1 項により専決処分したので、同条第 2 項の規定により承認を求める。

令和 7 年 5 月 29 日提出

伊賀市教育委員会教育長 澤田 剛

記

- 1 専決処分理由 新年度で P T A や地域の役員が交代するため前年度に委員を委嘱することが困難である。また、年度当初から学校いじめ問題相談員として活動をスタートする必要があることから、緊急性を要するため専決処分を行ったことに対する承認を求めるとする。
- 2 委嘱委員 別紙のとおり
- 3 委嘱期日 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日

専決第 11 号

専決処分書

伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市教育委員会  
教育長 澤田 剛

## 2025(令和7)年度伊賀市学校いじめ問題相談員名簿

No.	学校名	名前	新任・再任
1	上野東小学校	米田 美紀子	再任
2	上野東小学校	秋葉 恵美	新任
3	上野東小学校	東 加奈	再任
4	上野東小学校	小野田 雄二	再任
5	上野東小学校	小丸 恵一	新任
6	上野西小学校	栗野 和枝	再任
7	上野西小学校	吉川 博子	再任
8	上野西小学校	田中 伸一	再任
9	上野西小学校	瀧山 陽子	再任
10	久米小学校	北村 夕美	再任
11	久米小学校	今高 英理子	再任
12	久米小学校	前川 宝孝	再任
13	久米小学校	荒井 恵美子	再任
14	上野北小学校	百上 宜明	再任
15	上野北小学校	井上 令子	再任
16	上野北小学校	田中 栄司	再任
17	上野北小学校	吹上 純子	再任
18	府中小学校	奥田 善子	新任
19	府中小学校	田中 栄一	新任
20	府中小学校	東構 昌子	新任
21	中瀬小学校	濱田 裕美	再任
22	中瀬小学校	一路 博美	再任
23	中瀬小学校	山田 政普	再任
24	中瀬小学校	田中 千恵子	再任
25	友生小学校	澤 久忠	再任
26	友生小学校	惠土 敏志	再任
27	友生小学校	辻本 まゆみ	再任
28	友生小学校	岸 則和	再任
29	友生小学校	榎 正和	再任
30	上野南小学校	西 祐治	再任
31	上野南小学校	横井 均	再任
32	上野南小学校	川上 俊三	新任

## 2025(令和7)年度伊賀市学校いじめ問題相談員名簿

No.	学校名	名前	新任・再任
33	上野南小学校	大西 一良	新任
34	成和東小学校	川口 恵美子	新任
35	成和東小学校	山口 美紀	再任
36	成和東小学校	山崎 沙紀	再任
37	成和西小学校	兼本 政一	新任
38	成和西小学校	山盛 雅弘	新任
39	成和西小学校	窪田 朱子	再任
40	三訪小学校	川本 哲	再任
41	三訪小学校	福森 朋子	再任
42	三訪小学校	伊藤 昭美	再任
43	柘植小学校	前嶺 智子	再任
44	柘植小学校	藤井 真弓	再任
45	柘植小学校	林 優次	再任
46	西柘植小学校	木澤 正治	再任
47	西柘植小学校	仁保 恵美	新任
48	西柘植小学校	岡山 恵美子	再任
49	壬生野小学校	金谷 生美	再任
50	壬生野小学校	山下 豊	再任
51	壬生野小学校	早川 恵美	再任
52	壬生野小学校	丸山 和美	新任
53	島ヶ原小学校	梶川 正博	再任
54	島ヶ原小学校	南畠 陽子	再任
55	島ヶ原小学校	山菅 善文	再任
56	阿山小学校	窪崎 登志	再任
57	阿山小学校	藤村 泰子	再任
58	阿山小学校	伊室 春利	再任
59	阿山小学校	秋野 久枝	再任
60	大山田小学校	西口 修身	新任
61	大山田小学校	中川 恵美子	再任
62	大山田小学校	西岡 道啓	再任
63	青山小学校	花垣 淳美	再任
64	青山小学校	上山 ひとみ	再任

## 2025(令和7)年度伊賀市学校いじめ問題相談員名簿

No.	学校名	名前	新任・再任
65	青山小学校	竹岡 良昌	再任
66	青山小学校	岩崎 清悟	再任
67	崇広中学校	井上 元	新任
68	崇広中学校	松岡 克己	再任
69	崇広中学校	加納 圭子	再任
70	崇広中学校	吹上 純子	再任
71	緑ヶ丘中学校	澤 久忠	再任
72	緑ヶ丘中学校	堂山 敏夫	再任
73	緑ヶ丘中学校	山本 あけみ	再任
74	緑ヶ丘中学校	里 昌信	再任
75	城東中学校	川村 寿人	再任
76	城東中学校	東構 昌子	再任
77	城東中学校	山田 政普	新任
78	城東中学校	辻井 真理子	再任
79	城東中学校	伊藤 昭美	再任
80	上野南中学校	五舛出 圭史	再任
81	上野南中学校	飯代 育志	再任
82	上野南中学校	稻野 讓兒	再任
83	柘植中学校	川口 素生	再任
84	柘植中学校	菊地 晃子	再任
85	柘植中学校	高木 康江	再任
86	靈峰中学校	南出 正博	再任
87	靈峰中学校	佐々木 光久	再任
88	靈峰中学校	木澤 正治	再任
89	島ヶ原中学校	中島 耕士	再任
90	島ヶ原中学校	東出 欣子	再任
91	島ヶ原中学校	森嶋 久伸	再任
92	阿山中学校	福谷 日出夫	再任
93	阿山中学校	山森 裕美子	再任
94	阿山中学校	藤田 一美	再任
95	阿山中学校	隱岐 啓子	再任
96	大山田中学校	田中 恭子	再任

## 2025(令和7)年度伊賀市学校いじめ問題相談員名簿

No.	学校名	名前	新任・再任
97	大山田中学校	児玉 泰清	再任
98	大山田中学校	村田 雅子	再任
99	大山田中学校	川野 尚喜	再任
100	青山中学校	福本 康代	再任
101	青山中学校	花垣 淳美	再任
102	青山中学校	竹岡 良昌	再任
103	青山中学校	上山 ひとみ	再任
男性		48人	70歳以上
女性		55人	29人

○伊賀市学校いじめ問題相談員設置要綱

平成 24 年 8 月 24 日教育委員会告示第 19 号

伊賀市学校いじめ問題相談員設置要綱

(趣旨)

**第 1 条** この要綱は、児童生徒や保護者からの相談を受け、いじめ、対人関係のトラブル等の問題の早期解決に資するため、いじめ問題相談員（以下「相談員」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

**第 2 条** 相談員は、伊賀市立のすべての小学校及び中学校（以下「学校」という。）に置く。

(職務)

**第 3 条** 相談員は、配置された学校の校長の指揮監督の下に、次に掲げる職務を遂行する。

- (1) 校区の児童生徒や保護者からの相談に関すること。
- (2) 学校、教育委員会への報告に関すること。

(委嘱等)

**第 4 条** 相談員は、学校運営協議会委員、教員であった者、青少年団体の指導者その他の教育に関する知識及び経験を有する者等から校長が推薦し、教育委員会が委嘱

する。

2 相談員は非常勤とし、1校につき5人以内とする。

(任期)

**第5条** 相談員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、前任者が解任された場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(秘密の保持)

**第6条** 相談員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後もまた同様とする。

(解任)

**第7条** 教育委員会は、相談員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解任することができる。

- (1) 自己の都合により、解任を申し出たとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (3) 相談員にふさわしくない非行があったとき。
- (4) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(その他)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、相談員に関する必要な事項は、教育委員会が別に定める。

## **附 則**

この告示は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。

### **附 則 (平成 28 年 4 月 1 日教委告示第 20 号)**

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

### **附 則 (令和 3 年 4 月 1 日教委告示第 10 号)**

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 31 号

伊賀市青少年センター補導員の委嘱に係る専決処分の承認について

伊賀市青少年センター補導員の委嘱に係る専決処分について、伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年伊賀市教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり承認を求める。

令和 7 年 5 月 29 日提出

伊賀市教育委員会 教育長 澤田 剛

記

- 1 提案理由 委嘱しようとする関係機関及び団体の人事異動等に伴い、青少年センター補導員を前任期間に確定することができなかったため、専決処分を行ったことに対する承認を求めようとする。
- 2 委嘱委員 別紙のとおり
- 3 委嘱期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

専決第12号

専決処分書

伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成16年教育委員会規則第4号）第3条第1項及び第2項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年4月1日

伊賀市教育委員会  
教育長 澤田 剛

## 令和7年度 伊賀市青少年センター補導員名簿

任期：令和7年4月1日～令和9年3月31日

氏名	区分	備考
宮谷 則夫	伊賀地区少年警察協助員	再任
廣島 利重	伊賀地区少年警察協助員	再任
玉岡 則生	伊賀地区少年警察協助員	再任
居附 秀樹	伊賀地区少年警察協助員	再任
中島 文明	伊賀地区少年警察協助員	再任
乗原 喜久子	伊賀地区少年警察協助員	再任
加藤 裕司	伊賀地区少年警察協助員	再任
工藤 隆之	伊賀地区少年警察協助員	再任
亀井 輝治	伊賀地区少年警察協助員	再任
山本 貴美代	伊賀地区少年警察協助員	再任
前川 幸彦	伊賀地区少年警察協助員	再任
峰 徳秀	伊賀地区少年警察協助員	再任
櫻本 悅子	伊賀地区少年警察協助員	再任
東構 昌子	伊賀地区少年警察協助員	再任
関本 高夫	伊賀地区少年警察協助員	再任
松田 義清	伊賀地区少年警察協助員	再任
石橋 広保	三重県警察少年指導委員	再任
大井 秀俊	三重県警察少年指導委員	再任

氏名	区分	備考
佐野 千春	伊賀少年サポートセンター（名張署）	再任
松下 優枝	伊賀少年サポートセンター（名張署）	再任
川部 千佳	青少年センター所長（教育委員会事務局長）	再任
藤島 月美	生涯学習課長	新任
高見 有紀	生涯学習課	再任
本田 真章	生涯学習課	新任
西口 修身	生涯学習課	再任
伊藤 真穂	生涯学習課	再任
梅田 佳生	生涯学習課	再任
宮田 茂光	生涯学習課	新任
廣岡 昭貴	主任補導員	再任
西岡 道啓	主任補導員	再任
清水 祐子	主任補導員	再任

議案第 32 号

伊賀市青少年センター運営委員会委員の委嘱及び任命について

伊賀市青少年センタ一条例（平成 16 年伊賀市条例第 252 号）第 4 条の規定に基づき、下記のとおり承認を求める。

令和 7 年 5 月 29 日提出

伊賀市教育委員会教育長 澤田 剛

記

- 1 提案理由 任期満了に伴い、委員の委嘱及び任命を行おうとする。
- 2 委嘱・任命委員 別紙のとおり
- 3 委嘱・任命期間 令和 7 年 6 月 1 日から令和 9 年 5 月 31 日まで

## 伊賀市青少年センター運営委員会委員名簿

任期：令和7年6月1日から令和9年5月31日まで

	氏名	よみ	選出母体	初年委嘱年月日	備考
1	福森 はるみ	ふくもり はるみ	伊賀市民生委員児童委員連合会	令和5年6月1日	
2	飛井 浩也	とびい ひろや	伊賀保護司会	令和7年6月1日	新任
3			伊賀地区防犯協会		
4	森永 宏	もりなが ひろし	伊賀市小中学校校長会	令和7年6月1日	新任
5	杉阪 英則	すぎさか ひでのり	高等学校校長	令和5年6月1日	
6	隱岐 徹	おき とおる	伊賀市小中学校校長会	令和7年6月1日	新任
7	廣岡 伸幸	ひろおか のぶゆき	上野児童福祉会連合会	平成30年7月1日	
8	森川 徹	もりかわ とおる	伊賀市PTA連合会	令和5年6月1日	
9	増田 昭子	ますだ あきこ	伊賀市更生保護女性の会	令和2年6月1日	
10	東構 昌子	ひがしがまえ まさこ	伊賀地区少年警察協助員協議会	令和5年6月1日	
11	戸田 靖紀	とだ やすのり	伊賀警察署	令和7年6月1日	新任
12	間堀 修弘	かんじや のぶひろ	三重県伊賀児童相談所	平成7年6月1日	新任
13	釜井 宣尚	かまい のりひさ	上野商工会議所	令和7年6月1日	新任
14	小坂 宣子	こさか のりこ	伊賀市商工会	令和7年6月1日	新任
15			伊賀地区職域防犯組合連合会		
16	川北 喜道	かわきた よしみち	伊賀市社会福祉事務所	令和7年6月1日	新任
17	中井 洋一	なかい こういち	伊賀市青少年育成市民会議	令和2年7月1日	
18	奥澤 重久	おくざわ しげひさ	伊賀市青少年育成市民会議	令和7年6月1日	新任
19	川口 文克	かわぐち ふみかつ	伊賀市青少年育成市民会議	令和7年6月1日	新任
20	富岡 通郎	とみおか みちお	伊賀市青少年育成市民会議	令和7年6月1日	新任

○伊賀市青少年センタ一条例

平成16年11月 1 日条例第252号

改正

平成21年3月6日条例第16号

平成30年12月27日条例第49号

令和元年10月1日条例第24号

伊賀市青少年センタ一条例

(目的及び設置)

**第1条** 青少年の健全な育成を期し、その愛護補導を行うため、青少年センターを設置する。

(名称及び位置)

**第2条** 青少年センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 伊賀市青少年センター

位置 伊賀市上友生785番地

(業務)

**第3条** 青少年センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 街頭補導
- (2) 青少年相談
- (3) 有害環境の発見と調査
- (4) 関係機関、団体、家庭及び職場との連携補導
- (5) その他青少年の非行防止に必要な事項

(運営委員会)

**第4条** 青少年センターの活動方針、業務実施計画及び運営事項を審議するため、青少年センター

運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会の委員は、関係機関及び団体の代表者又は構成員で当該関係機関又は団体の推薦を受けた者のうちから30人以内を伊賀市教育委員会（以下「委員会」という。）が委嘱又は任命する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 前項の規定に関わらず、任期内であっても、委員が第2項に定める関係機関及び団体の代表者又は構成員でなくなったときは、委員を辞したものとみなす。

- 5 運営委員会に委員の互選により、委員長及び副委員長1人を置く。
- 6 委員長は、会議を招集し、議長となる。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 8 運営委員会は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。
- 9 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 10 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が運営委員会に諮って定める。

(職員)

#### **第5条** 青少年センターに次の職員を置く。

- (1) 所長
  - (2) その他の職員 若干人
- 2 前項に規定する職員のうち所長は、委員会職員を、その他の職員は、委員会職員及び委員会が任命した者をもって充てる。
  - 3 所長は、青少年センターの業務を統括し、その他の職員は、所長の命を受け業務を遂行する。

(補導員等)

#### **第6条** 青少年センターに補導の業務を行う次の者を置く。

- (1) 主任補導員
  - (2) 補導員
- 2 主任補導員は、前条第1項第2号に規定するその他の職員のうち、委員会が任命した者とする。
  - 3 補導員は、関係機関及び団体の構成員で当該関係機関又は団体の推薦を受けた者を委員会が委嘱又は任命する。
  - 4 補導員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠補導員の任期は前任者の残任期間とする。
  - 5 前項の規定に関わらず、任期内であっても、補導員が第3項に定める関係機関及び団体の構成員でなくなったときは、補導員を辞したものとみなす。
  - 6 主任補導員及び補導員は、青少年センターの業務実施計画に基づき必要と認める青少年の補導を行う。

(補導員証)

#### **第7条** 委員会は、主任補導員及び補導員に対し、その身分を証するため補導員証を交付する。

2 主任補導員及び補導員は、業務の実施に当たり常に前項に定める補導員証を携帯し、要求があればこれを提示しなければならない。

(委任)

**第8条** この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

#### 附 則

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

**附 則** (平成21年3月6日条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の伊賀市青少年センター条例第4条第2項の規定により、委嘱又は任命された青少年センター運営委員会の委員の任期は、この条例の施行の日から起算するものとする。

**附 則** (平成30年12月27日条例第49号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則** (令和元年10月1日条例第24号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

○伊賀市青少年センター条例施行規則

平成16年11月1日教育委員会規則第26号

改正

平成21年3月27日教委規則第6号

平成23年2月28日教委規則第1号

平成23年5月31日教委規則第7号

平成27年5月25日教委規則第8号

令和5年3月20日教委規則第5号

伊賀市青少年センター条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、伊賀市青少年センター条例（平成16年伊賀市条例第252号。以下「条例」という。）第8条の規定により条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(運営委員会の委員の委嘱等)

**第2条** 条例第4条第2項に規定する関係機関及び団体は、別表第1のとおりとする。

(補導員の委嘱等)

**第3条** 条例第6条第3項に規定する関係機関及び団体は、別表第2のとおりとする。

(補導員証)

**第4条** 条例第7条第1項に規定する補導員証は、様式第1号によるものとする。

(簿冊)

**第5条** 青少年センターに次の簿冊を備える。

- (1) 補導員証交付簿
- (2) 補導日誌（様式第2号）
- (3) 青少年相談処理書綴（様式第3号）
- (4) 青少年補導報告書綴（様式第4号）
- (5) 会議録

附 則

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日教委規則第6号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年2月28日教委規則第1号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則** (平成23年5月31日教委規則第7号)

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

**附 則** (平成27年5月25日教委規則第8号)

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

**附 則** (令和5年3月20日教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

**別表第1** (第2条関係)

- |    |               |
|----|---------------|
| 1  | 民生委員児童委員連合会   |
| 2  | 保護司会          |
| 3  | 防犯協会          |
| 4  | 小中学校校長会       |
| 5  | 高等学校校長        |
| 6  | 小中学校校長会生活指導担当 |
| 7  | 児童福祉会連合会      |
| 8  | P T A連合会      |
| 9  | 更生保護女性の会      |
| 10 | 少年警察協助員協議会    |
| 11 | 警察署           |
| 12 | 児童相談所         |
| 13 | 商工会議所         |
| 14 | 商工会           |
| 15 | 職域防犯組合連合会     |
| 16 | 社会福祉事務所       |
| 17 | 伊賀市青少年育成市民会議  |

**別表第2** (第3条関係)

- |   |             |
|---|-------------|
| 1 | 伊賀地区少年警察協助員 |
| 2 | 三重県立入調査員    |
| 3 | 三重県警察少年指導委員 |

4 伊賀少年サポートセンター

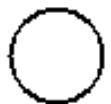
5 関係市職員

6 青少年センター職員

様式第1号（第4条関係）

(表)

第 号



市章

補導員証

下記の者は、伊賀市青少年センターの補導員であることを証明する。



氏名

生年月日

年月日生

所属

年月日発行

伊賀市教育委員会

(裏)

伊賀市青少年センター条例抜粋

第3条 青少年センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 街頭補導
- (2) 青少年相談
- (3) 有害環境の発見と調査
- (4) 関係機関、団体、家庭及び職場との連携補導
- (5) その他青少年の非行防止に必要な事項

伊賀市青少年センター運営要領抜粋

2 街頭補導

- (1) 青少年の服装、態度、行動から総合的に判断して、非行性のあると認められる者を対象として補導を行うこと。
- (2) 発見した青少年で、犯罪あるいは非行性の強い者については、即時警察に連絡してその処理を委ねること。

注意事項

- 1 不用になったときは、必ず本証を青少年センターへ返納すること。
- 2 本証を他人に貸与しないこと。

## 様式第2号（第5条関係）

伊賀市青少年センター

月　　日（曜日）　天候				
補 導 従 事 員	所　属	氏　名	所　属	氏　名
業　務　種　別		活　動　状　況		
参考事項				

様式第3号（第5条関係）

青 少 年 相 談 处 理 書

相談係員  
職 氏名

受理年月日 願出人 の住所・職業氏名		
青 少 年	願出人との続柄 住所 職業 氏 名 生年月日	年 月 日 生 ( 歳 )
相 談 の 概 要		
處 理 方 法		
處 理		
備 考		

伊賀市青少年センター

様式第4号（第5条関係）

青少年補導報告書

伊賀市青少年センター

年　月　日

伊賀市青少年センター所長 様

報告者

補導青少年	住 所	
	職 業	
	氏 名	
	年 齡	年 月 日生（　歳）
同上青少年の保護者	住 所	
	職 業	
	氏 名	
	年 齡	年 月 日生（　歳）
非行の概要		
処理		
備考		

議案第 33 号

伊賀市子ども健全育成施策検討委員会委員の委嘱に係る専決処分の承認について

伊賀市子ども健全育成施策検討委員会条例（平成 19 年伊賀市条例第 50 号）第 4 条の規定に基づく補欠委員の委嘱に係る専決処分について、伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき承認を求める。

令和 7 年 5 月 29 日

伊賀市教育委員会教育長 澤田 剛

記

- 1 専決処分理由 団体からの派遣役員交代に伴い、補欠委員を委嘱する必要があるため専決処分を行ったことに対する承認を求めようとする。
- 2 委嘱委員 別紙のとおり
- 3 委嘱期間 令和 7 年 4 月 8 日から令和 8 年 9 月 30 日まで（前任者の残任期間）

専決第13号

専決処分書

伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成16年教育委員会規則第4号）第3条第1項及び第2項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年4月8日

伊賀市教育委員会  
教育長 澤田 剛

## 伊賀市子ども健全育成施策検討委員会委員名簿

※ 委嘱期間 令和6年10月1日～令和8年9月30日

No.	所属	氏名	初回委嘱年月日	備考
1	読み聞かせ活動団体	岡山 恵美子	令和6年10月1日	
2	伊賀市社会教育委員会	中嶋 恭子	令和6年10月1日	
3	伊賀市青少年育成市民会議	増永 秀美	令和6年10月1日	
4	伊賀市PTA連合会	澤 和枝	令和6年10月1日	
5	市民公募	家城 円	令和6年10月1日	
6	市民公募	竹島 みち子	令和6年10月1日	
7	伊賀市公立幼稚園	松永 愛	令和6年10月1日	
8	伊賀市公立保育所	松村 幸世	令和6年10月1日	
9	伊賀市公立小学校	稻森 文一	令和7年4月8日	補欠委員
10	伊賀市公立中学校	澤 健史	令和7年4月8日	補欠委員
11	伊賀市内公立高等学校図書館司書	瀧本 志津代	令和6年10月1日	
12	伊賀市図書館協議会	柴田 正美	令和6年10月1日	
13	伊賀市社会事業協会	松田 昌子	令和6年10月1日	
14	民生委員児童委員	松尾 明彦	令和6年10月1日	
15	学識経験者	岡野 裕行	令和6年10月1日	

○伊賀市子ども健全育成施策検討委員会条例

平成19年12月26日条例第50号

伊賀市子ども健全育成施策検討委員会条例

(設置)

**第1条** 少子化社会における伊賀市の子どもたちの健全育成を推進するための諸施策（以下「育成諸施策」という。）を検討するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、伊賀市子ども健全育成施策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

**第2条** 委員会は、育成諸施策について所掌する。

(組織)

**第3条** 委員会は、20人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 社会教育関係団体の代表
- (2) 各種団体の代表
- (3) 市民から公募した者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

**第4条** 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、任期内であっても、委員が前条第2項各号に掲げる要件を欠いたときは、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

**第5条** 委員会には、会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(意見の聴取)

**第7条** 委員会は、検討事項について特に必要がある場合、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

**第8条** 委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(補則)

**第9条** この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。ただし、第3条第2項第3号の規定は、平成21年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、伊賀市子ども健全育成施策検討委員会設置要綱（平成16年伊賀市教育委員会告示第14号）により委員に委嘱された委員は、この条例の相当規定により委員に委嘱されたものとみなす。

議案第 34 号

伊賀市放課後子ども教室事業実施要領の制定に係る専決処分の承認について

伊賀市放課後子ども教室事業実施要領の制定に係る専決処分について、伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年伊賀市教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり承認を求める。

令和 7 年 5 月 29 日提出

伊賀市教育委員会 教育長 澤田 剛

記

- |        |  |
|--------|--|
| 1 提案理由 | 放課後子ども教室については、国県補助事業であり交付要綱等がありますが、実務的な部分は各自治体の取り決めによるとされていることから、新たに要領を制定する専決処分を行ったことに対する承認を求めようとする。 |
| 2 制定内容 | 別紙のとおり   |
| 3 施行期日 | 令和 7 年 4 月 1 日   |

専決第 14 号

専決処分書

伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市教育委員会  
教育長 澤田 剛

## 伊賀市放課後子ども教室事業実施要領

### 1 目的

伊賀市内の各小学校区において、放課後や週末等に小学校施設等を活用して、子どもたちの安全かつ安心な活動拠点や居場所を設け、幅広い地域の方々の参画を得て、子どもたちの勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進することを目的とする。

### 2 定義

この要領において、用語の定義は次のとおりとする

- (1) 放課後子ども教室 学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領（学校を核とした地域力強化プラン）（平成27年3月31日総合教育政策局長・初等中等教育局長決定）の規定により実施する活動をいう。
- (2) 受託者 放課後子ども教室の運営を市から委託された者をいう。
- (3) 運営委員会等 放課後子ども教室の円滑な運営を図るために設置する合議体をいう。
- (4) 休業日 土曜日及び日曜日、祝祭日をいう。
- (5) 長期休業日 伊賀市立学校（園）の管理及び運営に関する規則（平成16年伊賀市教育委員会規則第18号）第5条で規定する日をいう。
- (6) 平日 休業日及び長期休業日以外の日をいう。

### 3 実施主体

放課後子ども教室事業の実施主体は伊賀市とし、地域づくり組織、非営利活動法人又は地域に根差した活動を行っている団体等で市が認めた者に委託して行うものとする。

### 4 設置の基準

#### (1) 実施期間・時間

概ね年間を通じて、平日や休業日及び長期休業日に継続的・定期的に実施する。

年間200日未満（地域の住民の参画が十分である場合、250日未満）、1日4時間以内とする。

休業日及び長期休業日で特に必要な場合（特別な催し物を実施する場合や、参加を希望する子どもができる限り参加できるようにするため、長時間の開設がやむを得ない場合等）には8時間以内とする。

#### (2) 実施場所

放課後子ども教室事業は、原則として、小学校施設（空き教室、校庭、体育館等）を活用して実施する。ただし、地域の実情に応じて地区市民センター等の公共施設等、子どもたちが安心して多様な活動に取り組むことが可能な場所とする。

#### (3) 対象児童

原則として、放課後子ども教室の実施場所にある伊賀市立小学校に就学する子ども

とする。校区外の子どもについては、市と受託者との協議により、必要に応じて参加できるよう受託者が配慮し、決定する。

(4) 運営委員会等

ア 受託者は、放課後子ども教室ごとに運営委員会等を設置する。ただし、非営利法人等が放課後子ども教室の受託者となる場合は、受託者は放課後子ども教室の円滑な運営を図れるよう、運営委員会等に代わる合議体制を設けるものとする。

イ 運営委員会等は、次に掲げる事項を所掌する。

- (ア) 月間スケジュール及びプログラム調整に関すること。
- (イ) 事故対応等に係る安全管理に関すること。
- (ウ) ボランティアスタッフ等の人材確保に関すること。
- (エ) 放課後子ども教室の運営の振り返りに関すること。
- (オ) その他、放課後子ども教室の運営に関すること。

ウ 運営委員会等には、会長、副会長及び会計など、必要な役職を置くことができる。

(5) スタッフ

ア コーディネーター及び教育活動サポーターの配置

- (ア) 受託者は、コーディネーター及び教育活動サポーターを、各教室の実情（開催日数や参加人数等）に応じて、必要な人数を配置する。
- (イ) コーディネーター、教育サポーター、運営委員会の会長、副会長、会計などの役割間での兼務は可能とする。ただし、放課後子ども教室開所中は教育サポーターの業務が優先される。

イ コーディネーターの業務

- (ア) 学校や関係機関・団体等との連絡調整
- (イ) 放課後子ども教室と放課後児童クラブとの連携についての調整
- (ウ) 地域の実情に応じた活動プログラムの企画や指導・助言等
- (エ) 地域の人材の確保・登録・配置等

ウ 教育活動サポーターの業務

- (ア) 子どもたちの安全管理
- (イ) 子どもたちの遊びや活動の支援

エ 研修

受託者はコーディネーター及び教育活動サポーター等に、市等が主催する青少年ネットワークづくり研修会ほか青少年に係する研修会に出席させるものとする。

オ コーディネーター及び教育活動サポーターの謝金

市はコーディネーター及び教育活動サポーターに謝金を支払う。

(ア) コーディネーター

市に提出された勤務実績簿により市から支払うものとする。月ごとの支払金額は、総活動時間（1時間未満の時間は、分単位を時間単位に換算したうえで、小数点第2位以下を切り捨てる。）に単価を乗じたものの合計とする。なお、コーディネーターが教育活動サポーターを兼務する場合で、放課後子ども教室開所中の謝金は、教育活動サポーターの区分及び単価を優先して適用する。

(イ) 教育活動サポーター

委託料から支払うものとする。月ごとの支払金額は、平日、休業日、長期休業日

(1 時間未満の時間は、分単位を時間単位に換算したうえで、小数点第 2 位以下を切り捨てる) に区分し、単価を乗じたものの合計とする。

#### (6) 備品の整備

事業を実施するために必要な備品について、市は放課後子ども教室の開設初年度に予算の範囲内で購入し、受託者に貸与することができる。なお、整備する備品については、各地域の放課後子ども教室の実情に応じたものとする。

### 5 運営

#### (1) 教室の規模

放課後子ども教室の規模については、子どもたちの情緒の安定や事故防止を図る観点から、概ね 35 人程度までとする。ただし、これを大きく超える場合は、コーディネーター及び教育活動サポートーの配置人数を確保したうえで、分室等を行い実施することができる。

#### (2) 運営管理

ア 受託者は、利用申し込みの案内のほか、利用に係る登録などを行うとともに、利用した対象者（以下「利用者」という。）とその人数を記録しなければならない。

イ 受託者は、放課後子ども教室の運営にあたり、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、個人情報の改ざん、滅失、破損その他の事故防止のために必要かつ適正な措置を講ずるとともに、これらの事故が生じた場合は、その事実を直ちに市に報告するものとする。

ウ 利用者に配慮を要する場合には、教育活動サポートーを十分に確保するなど、適切な措置を講じなければならない。

エ 児童の迎えは、利用者の保護者等において行うものとする。

オ 受託者は、放課後子ども教室の目的と異にする活動や公共性に欠ける活動、不適切な内容の活動を行ってはならない。

### 6 放課後子ども教室の開設について

受託者は、放課後子ども教室を開設する自治協議会の意見書及び、学校運営協議会の意見書を添えて市に申請するものとする。

### 7 事務の流れ

年度	時期	内容	備考
当年度	～7月下旬	募集	事業の受託を希望する団体の募集
	7月末	事業計画提出	計画書類を作成・人材の確保
	10～3月	内容検討・事業決定	提出書類の審査
		関係各所への周知	住民自治協議会、学校運営協議会、PTA、保護者など
	事業実施の決定		
次年度	4月～3月	事業実施	契約、委託料の支払い、事業開始
	11月頃	決算見込み額の報告	国県への委託料の見込み額の報告

	3月		
3月末	事業終了	完了報告及び精算報告	

## 8 事業費の算定及び予算の執行について

### (1) 委託料全般について

- ア 委託料については、各地域の実情に応じた教室の運営に必要な経費を精査し、実費を計上する。
- イ 適正な予算の執行を行うと共に、精算の際に不用額があるときは、市に返納する。
- ウ 単年度事業であるため、次年度に向けての予算の執行はできない。

### (2) 委託料に計上できる必要経費について

#### ア 報償費（教育活動サポーター報償）

- (ア) 教育活動サポーター報償の報償費を計上する。
- (イ) 年間の放課後子ども教室の実施日から、必要な教育活動サポーターの人数及び日数、時間数を割り出し、集計し算出するものとする。
- (ウ) コーディネーター報償及び講師謝金は、市から本人に直接支払うため、委託料の積算には含めない。

#### イ 旅費

- (ア) 活動や研修会等において、サポーターが私用車を使用する場合の旅費を計上する。
- (イ) 私用車を使用する場合は、事前に市に使用許可を申請し、使用後に走行距離を記入のうえ報告を行うことで、伊賀市職員等の旅費に関する条例（平成29年伊賀市条例第2号）に則り、1キロメートル当たり37円を上限に旅費として委託料から支出することができる。

#### ウ 消耗品費

- (ア) 事務用品、文具、印刷用紙、インク、写真フィルムなど（当該年度で必要になるもの）
- (イ) ポスターやチラシなどの印刷代、コピ一代、写真現像代などの印刷費
- (ウ) 児童分及びコーディネーター分、教育活動サポーター分に関わらず、食料品は参加者負担とし予算に計上することはできない。
- (エ) 子ども一人ひとりが使用し、持ち帰るものについては、計上することはできない。

#### エ 光熱水費

教室を借用している場合の使用する施設の光熱水費

#### オ 通信運搬費

参加者への案内等の郵送料など

#### カ 手数料

振込手数料などの経費

#### キ 保険料

放課後子ども教室のサポーターなどの、事業関係者が加入するボランティア保険

#### ク 使用料及び賃借料

事業を実施する場合の施設借上料やレンタルビデオ代など

(3) 委託料に計上できないもの

ア おやつ等の飲食物代や、子どもたちの実費相当の保険料・材料費・バス等の交通費  
イ 備品購入費

(ア) 備品購入費に関しては、国が示す補助限度額以内で、教室開設初年度のみ計上  
することができる。その後の備品購入については計上することができない。

(イ) 備品購入費は、市から購入先に支払うため、委託料の積算から除外するものと  
する。

ウ コーディネーター報償

(ア) 年間の放課後子ども教室の実施日及び教育活動サポーターの人数、活動の実  
施内容などから、必要な準備時間数を集計し、算出するものとする。

(イ) コーディネーター報償については、市からコーディネーターに直接支払うた  
め、委託料の積算には含めない。

エ 講師謝金

(ア) 講師謝金については、講師を招いて行う事業の年間実施回数をもとに積算す  
る。

(イ) 講師謝金は、市から講師に謝金を支払うため、委託料の積算から除外するもの  
とする。

(ウ) 講師が講座等で使用する材料代や消耗品代を負担して講師名義で請求する場  
合は、あらかじめこれらの費用を講師謝金に含めたうえで支払う。このため講座  
を企画する段階で、内容について市に事前に相談するものとする。

## 9 委託料の支払い及び精算

- (1) 委託料は、契約書及び請求書に基づき口座振込とする。
- (2) 事業終了後は事業実績報告に基づき精算を行う。余剰金が発生した場合は、市へ返  
金するものとする。
- (3) 報償費として積算した額、又は報償費以外として積算した額については、流用する  
ことができない。

## 10 書類の提出等

- (1) 受託者は、その年度に実施する活動が全て終了したときは、その日から 10 日以内又  
は当該年度の 3 月 15 日までのいずれか早い日までに、市が必要と認める書類を提出し  
なければならない。
- (2) 市から求めがあったときは、活動の実施状況、その他市が必要と認める事項につい  
て、速やかに報告しなければならない。

## 11 各種保険

放課後子ども教室を利用する児童は、活動中の万一の事故や利用施設等の破損に備え、

傷害保険に加入するものとする。(児童の掛金は個人負担とする。)

保険の加入者名簿はスタッフ分、児童分ともに実績報告の際に提出する。

## 12 非常時対策

受託者は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意及び訓練をするように努めなければならない。

## 13 事業の検証・評価等

市は、実施した事業の内容を検証、評価し、必要な見直しを隨時行うものとする。

## 14 放課後児童クラブと放課後子ども教室との連携及び学校や地域住民等の幅広い協力・参画

放課後児童クラブと放課後子ども教室が連携して事業を実施するほか、学校や地域住民等の幅広い参画を得て、連携・協働して様々な活動を行うことに理解を深め、協力・参画するものとする。

## 15 放課後子ども教室の閉室について

やむを得ない理由により、放課後子ども教室を閉室する場合は、市に申し出るものとする。

## 16 補則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は市が別に定める。

### 附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 35 号

教育委員会職員の人事に係る専決処分の承認について

教育委員会職員の 4 月 16 日付人事に係る専決処分について、伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき承認を求める。

令和 7 年 5 月 29 日提出

伊賀市教育委員会教育長 澤田 剛

記

処分内容 別紙のとおり 【詳細資料省略】

専決第9号

専決処分書

伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成16年伊賀市教育委員会規則第4号）第3条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年4月14日

伊賀市教育委員会

教育長 澤田 剛

議案第 36 号

伊賀市文化財保存活用地域計画協議会委員の委嘱について

伊賀市文化財保存活用地域計画協議会設置要綱（令和 3 年教育委員会告示第 3 号）第 3 条の規定に基づき承認を求める。

令和 7 年 5 月 29 日提出

伊賀市教育委員会教育長 澤田 剛

記

- 1 委嘱理由 伊賀市文化財保存活用地域計画協議会委員の任期満了に伴い、委員の委嘱を行おうとする。
- 2 委嘱委員 別紙のとおり
- 3 委嘱期間 令和 7 年 6 月 1 日から令和 9 年 5 月 31 日まで

伊賀市文化財保存活用地域計画協議会委員(任期 : R7. 6. 1～R9. 5. 31)

要綱第3条	氏名	所属等	地域	備考
(1)学識経験者	菅原 洋一	三重大学名誉教授		任期中
	長谷 康弘	三重登録文化財友の会会长、伊賀上野観光協会副会長	阿山	任期中
	静永 史範	文化財所有者	伊賀	任期中
(2)文化財の所有者	金山 修	青山観光振興会会长	青山	任期中
	中山 和光	文化財所有者	上野	任期中
	岩佐 絹枝	文化財所有者	島ヶ原	任期中
	中浦 順一郎	伊賀上野観光協会事務局長		任期中
	辻上 浩司	上野商工会議所常務理事		新任
(3)関係機または団体の代表者等	服部 保之	(公財)伊賀市文化都市協会参事		任期中
	福田 良彦	伊賀市文化財保護審議会委員		任期中
	峠 美晴	(公財)芭蕉翁顕彰会評議員		任期中
(4)関係行政機関の職員	伊藤 裕偉	三重県教育委員会事務局社会教育・文化財保護課副参事兼班長		任期中
(5)教育委員会が必要と認める者	西嶋 克司	大山田郷土の広場代表	大山田	任期中

○伊賀市文化財保存活用地域計画協議会設置要綱

令和3年1月22日教育委員会告示第3号

伊賀市文化財保存活用地域計画協議会設置要綱

(設置)

**第1条** 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第183条の9第1項の規定に基づき、伊賀市文化財保存活用地域計画協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

**第2条** 協議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 伊賀市文化財保存活用地域計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 伊賀市文化財保存活用地域計画の実施に係る連絡調整に関すること。

(組織)

**第3条** 協議会は、15人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから伊賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 文化財の所有者
- (3) 関係機関または関係団体の代表者等
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

**第4条** 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前条第3号又は第4号に掲げるところにより委嘱された委員の任期は、当該職にある期間とする。
- 3 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第5条** 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことはできない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

**第7条** 協議会の庶務は、伊賀市教育委員会事務局文化財課において行う。

(補則)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 この告示の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる協議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

議案第 37 号

いがまち地区中学校区再編検討協議会設置要綱の制定について

いがまち地区中学校区再編検討協議会設置要綱の制定について、下記のとおり検討を求める。

令和 7 年 5 月 29 日提出

伊賀市教育委員会 教育長 澤田 剛

記

- 1 提案理由 伊賀市いがまち地区の中学校の再編を検討する目的をもつ協議会を設置する必要があることから、いがまち地区中学校区再編検討協議会設置要綱を制定しようとする。
- 2 制定内容 別紙のとおり
- 3 施行期日 令和 7 年 5 月 29 日

## いがまち地区中学校区再編検討協議会設置要綱

### (設置)

第1条 枝植中学校区及び霊峰中学校区（以下「いがまち地区」という。）の中学校の再編を検討する目的をもって、いがまち地区中学校区再編検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、地域住民との連携を図りながら、新校区のあり方について協議するとともに、中学校の再編実施における個別課題について検討し、その結果を伊賀市教育委員会に報告する。

### (組織)

第3条 協議会は、次の委員をもって組織する。

- (1) いがまち地区内の地域を現在の学校区とする小中学校長
  - (2) いがまち地区内の地域を現在の学校区とする小中学校児童・生徒の保護者の代表者
  - (3) いがまち地区の住民自治協議会、自治会委員等の各地区代表者
  - (4) その他伊賀市教育委員会教育長が必要と認める者
- 2 前項第2号及び第3号に定める委員数は、別表1及び別表2のとおりとする。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、再編が完了した学校の開校日の前年度の3月31日までの期間とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1人及び副会長若干人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

### (会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(委員以外の者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、伊賀市教育委員会事務局内に置く。

#### 附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年5月29日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行後最初に行われる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、伊賀市教育委員会教育長が招集する。

別表1 (第3条第1項第2号関係)

対象地区	第3条第1項第2号の委員の人数
柘植小学校	1
西柘植小学校	1
壬生野小学校	1
柘植中学校	1
靈峰中学校	1

別表2 (第3条第1項第3号関係)

対象地区	第3条第1項第3号の委員の人数
柘植地区	1
西柘植地区	1
壬生野地区	1

## 令和7年第6回伊賀市教育委員会定例会議事録

1. 開催日時 : 令和7年5月29日（木曜日）午前10時

2. 開催場所 : 伊賀市役所 2階 会議室203

3. 出席者 : 澤田教育長、岡森委員、中委員、野口委員、内藤委員、川部事務局長、中次長、小林社会教育推進監兼上野図書館長、森口教育総務課長、中釜学校施設室長、西口学校教育課長、藤島生涯学習課長兼中央公民館長、笠井文化財課長、東構いがっこ給食センター元気所長 一路いがっこ給食センター夢所長

4. 傍聴人 2人

5. 協議事項 :

議案第28号 伊賀市教育委員会教育長所管事務決裁規程の一部改正に係る専決処分の承認について

議案第29号 伊賀市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処分の承認について

議案第30号 伊賀市学校いじめ問題相談員の委嘱に係る専決処分の承認について

議案第31号 伊賀市青少年センター補導員の委嘱に係る専決処分の承認について

議案第32号 伊賀市青少年センター運営委員会委員の委嘱及び任命について

議案第33号 伊賀市子ども健全育成施策検討員会委員の委嘱に係る専決処分の承認について

議案第34号 伊賀市放課後子ども教室事業実施要領の制定に係る専決処分の承認について

議案第35号 伊賀市教育委員会職員の人事に係る専決処分の承認について

議案第36号 伊賀市文化財保存活用地域計画協議会委員の委嘱について

議案第37号 いがまち地区中学校区再編検討協議会設置要綱の制定について

6. 報告事項 :

①伊賀市各種奨学金について

②寄附について

③いがまち地区中学校の統合について

④「2025年度 郷土の歴史夜咄会」の開催について

⑤その他

閉会 : 10時57分

署名委員 : 中委員

教育長 皆様方には、お忙しい中ご参考いただきましてありがとうございます。5月も後半になり、25度を超える暑い日もあります。運動会・体育祭、修学旅行と大きな行事も行われています。学校の教育活動では、熱中症を心配する季節になっ

てきました。

さて、5月23日に開催されました議員全員協議会では、教育委員会が関係する事案を議員の皆さんに説明しました。

「伊賀市学校みらい構想基本計画」、特に柘植中学校と靈峰中学校の統合については、6月に統合に向けた協議会を発足させ、令和9年4月の開校をめざします。

市指定文化財である「旧上野市庁舎改修事業」については、名称や平面図が示されました。ホテル「泊船」は7月21日、グランドオープンします。中央図書館は、令和8年春の開館に向けて準備を進めています。

5月21日には、伊賀市子ども健全育成政策検討委員会で、「第3次伊賀市子ども読書活動推進計画」について協議がなされました。夏には中間案に基づきパブリックコメント、秋には最終計画が策定され、今年度中の完成をめざし取り組んでいるところです。旧上野市庁舎は文化財建築物の保存と活用を両立し、伊賀市の新たな知と憩いの拠点となります。

「だんじり会館の在り方」検討委員会最終答申では、祭り文化の醸成には幼い頃からの学校教育が重要で、各部署が横断的に取り組む必要性を提言されました。

このように教育委員会の各課で、事業が着実に進められているところです。6月17日には、今年度第1回総合教育会議も予定されていますので、よろしくお願ひいたします。

教育長 それでは、これより令和7年第6回伊賀市教育委員会定例会を開催いたします。本日は、委員全員が出席しており会議は成立しております。

本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりでございますが、このように取り扱うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 ご異議なしと認めます。

よって、本日の議事日程については、このとおりといたします。

それでは、これより議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指定についてを議題といたします。

議事録署名委員には、**中委員**を指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 異議なしと認め、本日の委員会の議事録署名者は、**中委員**といたします。よろしくお願ひします。

教育長 日程第2 令和7年第5回伊賀市教育委員会議事録の確認についてであります。議事録について、一部訂正などを求めたいといったことがございましたら、ご発言ください。

(なしの声)

教育長 それでは、議事録については、このように取り扱うこととしてよろしいか。

(異議なしの声)

- 教育長 議事録は、事前送付内容のとおりにすることといたします。
- 教育長 日程第3 議案第28号 伊賀市教育委員会教育長所管事務決裁規程の一部改正に係る専決処分の承認についてを議題といたします。  
本議案につきまして、教育総務課長から説明をお願いします。
- (教育総務課長 説明)
- 教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。
- (なしの声)
- 教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。  
ご意見ございませんか。
- (なしの声)
- 教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第28号に対し、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- (委員の挙手)
- 教育長 全員一致でございます。  
よって、議案28号は、可決いたしました。
- 日程第4 議案第29号 伊賀市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処分の承認についてを議題といたします。  
本議案につきまして、学校教育課長から説明をお願いします。
- 学校教育課長 学校運営協議会委員の名簿でございますが、一部修正がございます。36番 友生小学校 武田真示様の委嘱期間ですが、令和5年4月1日からとなっておりますが令和7年4月1日の誤りでした。49番 成和東小学校 吉川充様、専決処分により委嘱しましたが、住民自治協議会役員の改選が5月にあり、中森繁尚様に変更となることが予定されています。94番 青山小学校 福永忠夫様についても専決処分により委嘱させていただきましたが、お亡くなりになり現在空席となっているため、併せてお伝えさせていただきます。
- (学校教育課長 説明)
- 教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。
- (なしの声)
- 教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。  
ご意見ございませんか。
- 委員 再任と継続は何が違うのでしょうか。
- 学校教育課長 継続はそのまま継続している方で、任期途中であるため、今回の委嘱はし

ていないということです。

事務局長 令和7年4月1日からの方が再任となり、令和6年から続いている方は継続としています。

委員 委嘱期間は2年と伺いましたが、令和9年まで任期がある人は3年任期があるということでしょうか。

学校教育課長 令和7年度と令和8年度までの方がいらっしゃいます。教育委員会の規則では2年という任期を設けていますが、それぞれの学校で規則を作っているため、学校によって任期が2年のところと、1年のところがあります。1年としている学校は令和8年3月31日まで、2年としている学校は令和9年3月31日までとなっております。

委員 理解しました。

委員 小学校は現職の教頭先生がおり、中学校にはおらず、選出にばらつきがあるよう思いますか理由がありますか。

学校教育課長 教頭や職員を入れなければいけないというわけではないのですが、実際に事務局を担うのが教頭をはじめ職員であることが多いため、委員に推薦する学校があり、ばらつきがあります。事務局そのものが学校であるため、学校によってやり方が違うということです。

委員 委員会で出た問題や話し合った内容は教育委員会に共有や報告はありますか。

学校教育課長 何か特別なことがあれば学校から報告がありますが、取り立てて報告しなければいけないことはないです。ただ、基本的に年度初めに委員会、運営協議会を開いて学校マニフェストや学校経営方針の承認をいただき、年度末に学校関係者評価をして教育委員会に報告をしてもらっています。

教育長 委員には学校行事など、学校評価をしていただくために見ていただく案内もしています。

他に、ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第29号に対し、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。

よって、議案29号は、可決いたしました。

議案第30号 伊賀市学校いじめ問題相談員の委嘱に係る専決処分の承認についてを議題といたします。

学校教育課長から説明をお願いします。

(学校教育課長 説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

委員 相談員は民間の方で常に学校にいらっしゃるわけではないが、相談したい場合はどのように相談員に繋げるのでしょうか。学校側が相談員に連絡するのですか。

学校教育課長 学校の集会などの機会で相談員について紹介する場面を設けるようにしています。子どもたちが直接地域の方へ相談しにいくというシステムで、学校が間に入ることはないため、実際には件数は少ないです。

委員 子どもが直接相談にいくということですか。

学校教育課長 生徒たちは直接近所へ相談にいくことになっております。

委員 分かりました。

委員 相談した後の流れはどのようにになっていますか。

学校教育課長 相談員に相談することで解決する場合と、相談員が学校に相談内容を連絡し、学校が改めて子どもたちへ話を聞いたりしながら解決に向けて進めていく場合があります。

委員 件数は多いですか。

学校教育課 ほぼありません。学校が把握しているのは直接的な相談や、あるいは先生からみて気になる様子や、毎学期行うアンケート調査で上がってくるケースが多いです。

委員 子どもたちや保護者、地域の方に周知できていないかもしれない、相談しやすい環境を作つてあげてほしいと思います。

教育長 他に、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。  
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入れます。議案第30号に対し、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。  
よって、議案30号は、可決いたしました。  
日程第5 議案第31号 伊賀市青少年センター補導員の委嘱に係る専決処分の承認についてを議題といたします。

生涯学習課長から説明をお願いします。

(生涯学習課長 説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。  
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第31号に対し、原案ど  
おり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。  
よって、議案31号は、可決いたしました。

教育長 続きまして、議案第32号 伊賀市青少年センター運営委員会委員の委嘱及び  
任命についてを議題といたします。  
生涯学習課長から説明をお願いします。

(生涯学習課長 説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。  
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第32号に対し、原案ど  
おり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。  
よって、議案32号は、可決いたしました。

教育長 続きまして、議案第33号 伊賀市子ども健全育成施策検討委員会委員の委嘱に  
係る専決処分の承認についてを議題といたします。  
生涯学習課長から説明をお願いします。

(生涯学習課長 説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。  
ご意見ございませんか。

(意見に対する対応)

教育長 他に、ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入れます。議案第33号に対し、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。  
よって、議案33号は、可決いたしました。

教育長 続きまして、議案第34号 伊賀市放課後子ども教室事業実施要領の制定に係る専決処分の承認についてを議題といたします。  
生涯学習課長から説明をお願いします。

(生涯学習課長 説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

委員 放課後子ども教室は、学童保育とは違う場所を設けて、各学校の施設を使用するのですか。

生涯学習課長 学校を使用するところもあれば、市民センターや集会所を使用するところもございます。

委員 すでに始まっていますか。

生涯学習課長 現在5か所の放課後子ども教室が運営されており、要領を制定していなかったので、今回制定しました。

委員 沢山の子どもが参加しているのですか。

生涯学習課長 多いところで約20人、少ないところで8人程度でございます。

委員 参加するには費用がかかりますか。

生涯学習課長 費用はかかりません。

事務局長 おやつ代は掛かることがあります、補助金のある市の委託事業で、委託業務のなかで講師への謝礼や備品などを賄っている状況です。

委員 学童とはどのように違うのでしょうか。

事務局長 学童は子どもたちの居場所作りで、そういった面では一緒ですが、この事業はいろんな経験を通じて子どもたちの健全育成を図っていくという事業です。

委員 5校とはどの学校でしょうか。

生涯学習課長 西柘植小学校区、玉瀧小学校区、上野西小学校区に1つと、柘植小学校区に2つです。

委員 今までなかった要領を作ることになった理由を教えていただけますか。

生涯学習課長 これまで市は委託者に対し仕様書などで、目的等を提示していましたが、放課後子ども教室を開きたいという問い合わせもあり、市として放課後子ども教室を運営していくということを明確にする必要があるということが1点と、他の自治体でも要領を定めているところがあり、今後を見込んで要領を定めることに至りました。

委員 国、県の補助事業であるということから、要領がないと補助が受けられないとことでしょうか。

事務局長 国に要領があったので補助はこれまでもあり、補助金が理由で専決処分となつわけではないです。より具体的な内容を市の要領で定めることにしました。

教育長 他に、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。  
ご意見ございませんか。

(意見に対する対応)

教育長 他に、ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第34号に対し、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。  
よって、議案34号は、可決いたしました。

教育長 続きまして、議案第35号 伊賀市教育委員会職員の人事に係る専決処分の承

認については人事に関する案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定に基づき、非公開で審議したいと思いますが、いかがでしょうか。

(なしの声)

教育長 非公開で審議することは、出席委員の3分の2以上での議決を要することとなっておりますことから、議決を得たいと思います。  
非公開審議に賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。  
議案第35号は、非公開で審議することに決しました。  
傍聴者及び関係所属以外の職員方はご退出ください。

教育長 生涯学習課長から説明をお願いします。

(生涯学習課長 説明)

(非公開審議のため議事録省略)

教育長 議案第35号に対し、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。  
よって、議案35号は、可決いたしました。  
それでは、入室ください。

教育長 日程第6 議案第36号 伊賀市文化財保存活用地域計画協議会委員の委嘱についてを議題といたします。  
文化財課長から説明をお願いします。

(文化財課長 説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。  
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入れます。議案第36号に対し、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。  
よって、議案第36号は、可決いたしました。  
日程第7 議案第37号 いがまち地区中学校区再編検討協議会設置要綱の制定についてを議題といたします。  
本議案につきまして、教育総務課長から説明をお願いします。

(教育総務課長 説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。  
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入れます。議案第37号に対し、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。  
よって、議案37号は、可決いたしました。

教育長 それでは、日程第8 報告説明事項に移ります。  
事項①番 伊賀市各種奨学金についてを教育総務課長から説明をお願いします。

(教育総務課長、説明)

教育長 事項②番 寄附についてを説明お願いします。

(教育総務課長 説明)

教育長 事項③番 いがまち地区中学校の統合についてを説明お願いします。

(教育総務課長 説明)

教育長 続いて、事項④番 「2025年度 郷土の歴史夜咄会」の開催についての説明をお願いします。

(上野図書館長 説明)

教育長 事項⑤番 「その他」の項ですが、何かございませんか。

文化財課長 伊賀市文化都市協会主催「古琵琶湖層群から産出したナマズの頭蓋骨について」「化石が語る太古の世界」「化石のクリーニング教室」をチラシの日程で開催

しますのでご報告します。

教育長 他にございませんか。

(なしの声)

教育長 以上で、本日の教育委員会に付議されました案件は、全て議了いたしました。  
これをもちまして、第5回定例会は閉会といたします。  
議事協力どうもありがとうございました。

10時57分 終了

以上会議の顛末を録し個々に署名する

教 育 長

教 育 委 員